

第1章 総則

*ガイドラインの目的と対象

1.1 目的と利用

- (1) 「災害拠点建築物の設計ガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン」という。）は、①大規模災害発生時を想定し、庁舎など災害対策活動の拠点となる建築物の設計等を行うに当たり、②災害拠点建築物として必要な③拠点機能の継続を図る上で必要となる基本的事項を定めることを目的とする。
- (2) 本ガイドラインの利用者としては、主として地方公共団体の防災対策担当部局、建築担当部局等を想定し、そのほか民間企業の防災部門や建築関係企業、建築設計者等の利用も想定する。

1.2 前提条件

本ガイドラインの前提条件となる 1.1(1)の①～③について定義を示す。

なお、大規模災害時に災害拠点建築物の機能継続を図るための設計条件の設定に当たっては、当該建築物の存続期間中に遭遇する様々な災害の可能性や当該建築物に期待される機能等に応じ、最も重視すべき条件を適切に設定するものとする。

①大規模災害

基本的な災害として地震及び暴風を、さらに特別な災害として津波及び竜巻を対象とする。いずれも、人命の安全確保を想定すべき程度を想定する。

また、そのほか、地域の状況あるいは想定すべき災害に応じ、積雪、土砂災害、浸水、市街地火災、火山弾、降灰などについても考慮する。

②災害拠点建築物

地方公共団体の庁舎など、主に大規模災害時の応急対策の拠点となる建築物をいう。

構造形式は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造（これらを併用する構造を含む）とする。

③拠点機能

大規模災害時に必要となる機能であり、下記のような機能が含まれる。これらは、必ずしもすべてを1棟の建築物に集約することが求められるわけではなく、複数の建築物で機能を分担したり、また、ここに掲げる以外の機能を付したりすることもある。

- ・災害情報の収集・分析・広報伝達、地区住民等の避難・救助や物資調達・緊急輸送、応急復旧・復興、二次災害防止対策等に際しての指示機能（以上、主たる機能）
- ・地区住民を災害時に（一時的に）収容する避難機能
- ・復旧・復興に必要な資材等の備蓄機能

拠点機能を担う室の代表的な例としては、次のような諸室が挙げられる。

- ・災害対策本部会議室、指令室、通信室、情報分析室、災害応急対策関連執務室、救護室、広報室、一時避難収容室、備蓄室、自家発電機室、等

1.3 計画の対象

- (1) 本ガイドラインで計画の対象とするのは、①災害拠点建築物の立地、②構造耐力上主要な部分、③外装材、内装材で機能継続上重要な部分（室の天井、（拠点部分にあたる）外壁や窓）、④建築

設備等とする。

- (2) 本ガイドラインに書かれていない事項は、他の適切な基準類による。また、地域的な条件等がある場合には、実情に応じて一部を変更して適用することができる。
- (3) 特別な調査、研究等に基づいて設計する場合は、それによることができる。

1.4 既存建築物への対応

- (1) 本ガイドラインは、既存の災害拠点建築物あるいは既存建築物を災害拠点建築物として整備し直す場合にも適用することができる。
- (2) 災害拠点建築物で本ガイドラインを満足していない可能性のあるものについては、その安全性の確認のため、緊急度の高い建築物から優先的に安全性の診断を実施し、その結果が目標に達しないと判断された場合は、緊急性の高い建築物から優先的に改修等の必要な措置を講ずる。
- (3) 建築物単体での目標性能の確保が困難な場合は、他の庁舎にその機能を分散させる、あるいは不足する機能を有する拠点を新規に整備する等の措置を講ずる。

【解説】

1.1 目的と利用

災害拠点建築物の設計ガイドラインの目的は、災害拠点建築物と定めた建築物において、発災直後から、災害状況の収集分析や災害応急対策の指示等の中枢機能を継続して確保することにより、地方公共団体の策定する地域防災計画（以下「地域防災計画」と略記）や防災業務計画に基づく災害応急対策の速やかな実施や復旧・復興業務の円滑な遂行を下支えしようとするものである。

したがって、その使用者として想定しているのは、主に、地方公共団体において地域防災計画等の立案や庁舎・公共建築物の計画・管理を担当する部局、またその指示を受けて設計を行う建築設計者等となる。また、民間企業においてもBCPの策定が普及しつつあり、建築物に必要な機能を大規模災害後に継続して確保するための計画上の参考資料として本ガイドラインを活用することが可能である。

1.2 前提条件／1.3 計画の対象

本ガイドラインにおける「災害拠点建築物」としては、大規模災害時において、発災直後からの情報収集・分析・広報伝達や、避難・救助、応急復旧、二次災害防止等の重要な応急対策の指示機能等を担う拠点となる地方公共団体の庁舎などの事務所建築物を主として想定している。このため、「はじめに」においても触れたように、医療施設や避難所等については直接対象としている訳ではないが、活動内容や対象者による要求条件の相違等に留意した上で、本ガイドラインにおける考え方や対応技術を適用することは差し支えない。

また、上記のような情報収集分析や応急対策の指示機能の確保を考える上で対象となるのは、まずは個別の機能（役割）をもつ「室」として地域防災計画や防災業務計画に記述される災害対策本部会議室、通信室などである。これらの室に対して機能継続を可能とするために、室及びそれを配置する階、さらに建築物全体について必要となる構造性能を確保した上で、その室の機能

を確保するための電源、水、燃料の経路や配管等の設備の検討を行うこととなる。このように建築物全体を一体として考える必要があることから、本ガイドラインは、災害拠点建築物の実現にあたって解決すべき技術的課題を検討した災害拠点総プロにおける各種の技術開発項目をベースにした上で、一棟の建築物として行うべき検討の形で構成されている。したがって、本ガイドラインを適用可能な構造形式は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造を原則とした。ただし、これら以外の構造に関しても、災害拠点建築物としての目標性能及びそのための検討項目を定めるにあたって、必要となる構造躯体、非構造部材、建築設備の性能について本ガイドラインを参考にすることは差し支えない。

建築物が災害拠点建築物として使用可能であることを確認するための最低限の検討としては、検討対象とする部分ごとに、それぞれ次の通り本ガイドラインの各節を参照しながら計画・設計を行えばよい。

①計画について

- ・ 第2章を参照し、建築にふさわしい立地と、建築物の規模や付与すべき機能に応じた室の配置を計画する。

②構造躯体（構造耐力上主要な部分）について

- ・ 第5章を参照し、敷地の条件に応じた荷重及び外力を設定する。
- ・ 第6章に基づいて構造安全性及び機能継続に関する確認を行う。

③拠点機能上必要な室について

- ・ 天井について第7章に基づいて構造安全性及び機能継続に関する確認を行う。（耐震）
- ・ 外装材について第7章に基づいて構造安全性及び機能継続に関する確認を行う。（耐風及び対飛来物）

④機能上必要な設備配管等について

- ・ 拠点機能上必要な室を中心として、第8章に基づき設計し、耐震性、耐浸水性などを確認する。

なお、大規模地震に引き続いて津波が発生する場合や、暴風など他の災害が地震に前後して発生する場合など、多様な大規模災害による複合的な被災状況を考慮する場合には、それらすべての災害に対して拠点機能を維持するための対策が両立しないこともありうるため、地域防災計画における想定に基づき、災害拠点建築物に期待される機能や作用することが想定される外力の種類・レベル等に応じて、最も重視すべき条件を適切に設定して対応を検討することも必要となる場合がある。第2章（立地等）や第3章（目標性能の設定）にあたっては、こうした状況についても考慮することとなる。

1.4 既存建築物への対応

本ガイドラインは、既存建築物にも適用可能である。本ガイドラインでは、その前提として、建築基準法を満たすように設計されていることを想定している。したがって、新耐震基準（できるだけ現行基準を満足するものとする）に基づきすでに適法に建設された既存建築物を災害拠点として転用できるかどうかの確認を行う場合には、本ガイドラインの基準のうち上乘せ的要求事項となる部分だけを用いて判断することも可能である。また、新耐震基準を満たさないものは、

耐震改修・補強等の計画を定めるに当たって、本ガイドラインに示された考え方が適用可能かについても、合わせて検討することとなる。

ただし、本ガイドラインに基づくクライテリアや各技術開発項目をそのまま適用することが困難な場合もあり、その際には実験等を行って必要な性能が発揮されることを確認したり、あるいは性能の不足する部分に関して段階的な改修や地域全体での機能分散などによって柔軟に対応することが求められる。